改正後

目次
第一章～第五章　（略）
第六章　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の対象手続（第三十二条―第三十九条）
第七章　雑則（第四十条・第四十一条）
附則
（意見の聴取）
第六条　法第二十四条第一項（法第二十六条第三項又は第二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により原因関係者に対し意見を述べる機会を与える場合には、意見の提出期限を定めて、当該原因関係者に通知するものとする。
2　前項の意見の提出は、文書又は口頭によるものとする。この場合において、原因関係者が出頭して意見を述べるときは、期日を指定して行うものとする。
3　原因関係者が正当な理由なく通知した期限までに意見を提出しなかったときは、意見を述べる機会を与えたものとみなす。
4　（略）
（公述の要請）
第十五条　委員会は、前条の規定により選定した公述人のほか、事案の性質上関係者又は学識経験のある者の意見を聴く必要があると認めるときは、これらの者に対し、意見聴取会への出席を求めて、意見を述べさせることができる。
2　（略）
（公述書の代読）
第二十三条　公述人が、病気その他やむを得ない事由により意見聴取会に出席できなかったときは、主宰者の指名した者による公述書の朗読をもって公述に代えることができる。

第六章　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の対象手続

（定義）
第三十二条　この章において使用する用語は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）において使用する用語の例による。
（申請等に係る電子情報処理組織）
第三十三条　情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。
（申請等の入力事項等）
第三十四条　情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、次の各号に掲げる事項を前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、第二号に掲げる事項を入力することに代えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。
一　当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項
二　当該申請等につき規定した法令の規定により添付すべきこととされている書面等に記載され又は記載すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

改正前

目次
第一章～第五章　（略）
（新設）
第六章　雑則（第三十二条・第三十三条）
附則
（意見の聴取）
第六条　法第二十四条第一項（法第二十六条第三項又は第二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、原因関係者に対し、意見を述べる機会を与える場合には、期日を定め、出頭を求めて行うものとする。
2　原因関係者が指定した期日に出頭できない場合には、その期日までに文書又は口頭により意見を述べることができる。
3　原因関係者が正当な理由がないのに指定した期日に出頭しなかったときは、意見を述べる機会を与えたものとみなす。
4　（略）
（公述の要請）
第十五条　委員会は、前条の規定により選定した公述人のほか、事案の性質上関係者又は学識経験のある者の意見を聴く必要があると認めるときは、これらの者に対し、意見聴取会に出頭を求めて、意見を述べさせることができる。
2　（略）
（公述書の代読）
第二十三条　公述人が、病気その他やむを得ない事由により意見聴取会に出頭できなかったときは、主宰者の指名した者による公述書の朗読をもって公述に代えることができる。
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）